

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（小川）

乙第44号証を示す

この陳述書は、あなたが内容を確認して押印されたものですね

はい、そのとおりです。

陳述書の内容について、訂正するところはありませんか。

はい、別にありません。

御経歴や、御担当の業務については、陳述書に記載されたとおりで間違いませんね。

はい、間違いません。

■における住基ネットの活用状況等についてお伺いします。住基ネットが導入されたことによって、事務の効率化など、そういう良くなつたことがあれば、その例を具体的にお聞かせください。

住基ネットが導入されまして、■に転入された方の場合、転出先市町村の方に転入通知というのを文書で送る、そういうふうな事務があります。ただ今回この住基ネットが始まっています、そういうものがオンラインで行えるようになります。当然事務の迅速化、事務処理の迅速化、一方で郵送料とかの経費の節減にはなっていると思っています。

ちょっと整理してお伺いしますが、住民の転入届けが市町村に提出されると、受け付けた市町村が転出地の市町村に通知をしなくてはいけないという制度になっているんですね。

はい、そのとおりです。

住基ネットが導入される前は、この通知はどのような方法で行っていましたか。

一応転入届けを受付しますと、実際にその方が■の住所地に住所を置かれた場合、確かにこの方が■の住民になりましたよ、とい

うような形で、転出先の市町村にはがきあるいは封書で転出先市町村の方に通知を行っていました。

住基ネット導入後は、その郵便送付の部分はどういうふうに替わりましたか。

オンラインで行われていますので、当然処理のスピード化が図られたと思います。

郵便を送ることはなくなったということですね。

はい、そういうことです。

それから当然ですが、他の市町村からの転入通知も従前郵便できていたものが、オンラインでできるようになったんですね。

はい、そのとおりです。

転入地から転出地への通知をするという事務は、■では年間どれくらいの件数がありますか。

16年度で2200件程度だったと思います。

そのほかの例として、住民票の広域交付の実績はどの程度ございますか。

■で取られた広域交付の住民票は、3月末なんですが、58枚だと記憶しています。

大体60件ぐらいですかね。

はい。

住民に対する住基カードの発行枚数は、延べ大体でいいですが、何枚程度でしょうか。

3月末でしか記憶はないんですが、219枚です。

住基ネットの運営体制等についてお伺いします。

はい。

乙第44号証（陳述書）を示す

ここに添えられているとおり、■では、住民基本台帳ネットワークシステム管理運営に関する要綱、住民基本台帳ネットワークシステム運用要領、

住民基本台帳ネットワーク緊急時対応計画書、別添3から4ですね。

はい。

この三つの要綱や計画が整備されているんですね。

はい、そのとおりです。

こういった要綱や計画などは、住基ネットに関する職員には十分に周知されていますでしょうか。

はい。

住基ネットを実際に操作をして業務を行っているのは、どの部署ですか。

主に市民課と■出張所で行っています。

住基ネット以外には、■では前から住民票の電算化された既設ネットワークというのがあったと思うんですが、この既設ネットワークの整備や運用を担当しているのは、■ではどの部署ですか。

企画情報制作室が行っています。

既設ネットワークの運用や管理に関しては、市民課長である証人は、直接の担当者ではないということなんですね。

はい。

住基ネットの導入前後を通じて、関係職員に関する住基ネットについての研修といったものは行われましたか。

はい、行いました。

具体的には、概要に関する研修は行われましたか。

はい。

操作の実際に関する研修や、セキュリティに関する研修はありましたか。

はい。

研修には関係する職員の全員が出席することはできないかもしれません、出席しなかった職員について、研修内容を共有するといった措置は取っておられますか。

はい、研修でいただいた資料を、翌日なり、当日役所に帰って、全員で住基ネットのそういう資料の知識の共有化を図るように研修はいたしております。

■では、重要機能室というのを設置されていますか。

はい。

重要機能室は具体的にどこの設置されていますか。

それはセキュリティ上、お答えできません。

重要機能室の入退室というのは、管理されていると聞いていますか。

はい。

重要機能室の入退室を管理する事務は、あなたの担当ですか。

重要機能室の入退室管理につきましては、企画情報制作室長が管理を行っています。

あなたの担当ではないんですね。

はい、そのとおりです。

以下の質問は、答えられる範囲でお答えください。重要機能室のかぎはどの部署で管理されていますか。

企画情報政策室です。

重要機能室の人の出入りについては、記録されていますか。

はい。

管理簿のようなものを作ったりしているんでしょうか。

はい、管理簿を作って、記入しています。

コミュニケーションサーバについてお伺いします。コミュニケーションサーバ、CSですね。

はい。

CSは重要機能室の中に設置されていますね。

はい。

重要機能室の中にむき出しで置いてあるんでしょうか。

いえ、ラックと言いまして、そういうかぎのかかる保管庫、書棚と言ふんかも分かりませんが、そういう所に入れて、施錠して保管しています。

ラックのかぎはどの部署で管理されているんですか。

企画情報政策室です。

住基ネットシステムを起動するため、CSについて操作者カードやパスワードが必要だと思うんですけれども、CSの操作者カードやパスワードの管理の権限はどなたが持っていますか。

市民課長です。

あなたですね。

はい。

CSの操作者カードとパスワードの管理は適切に行われていますか。

はい、適切に行ってます。

端末機のほうです。CS端末の操作者カードとパスワードの管理の権限はどなたが持っていますか。

市民課長である私です。

CS端末の操作者カードとパスワードの管理というのは、適切に行われていますか。

はい。

CS及びCS端末のパスワードの設定について、ルールを定めていますか。

はい。

具体的なパスワード設定のルールというのは、どのようなものですか。

ルールは定めているんですけども、実際具体的には、セキュリティ上の問題がありますので、お答えできません。

操作者カードはどのようにして保管していますか。

かぎのかかる書庫などに保管しています。

使うときは取り出して、終わったらしまうということですか。

はい、そうです。

操作者カードは具体的にどこに保管しているんですか。

具体的には、これもセキュリティ上のことで、お答えできません。

CS及びCS端末には、ウイルス対策ソフトを導入していますか。

はい、しています。

ウイルスバーファイルの適用というのは、適切に行われていますか。

定期的に行ってます。

それは、証人が自分で作業をするんでしょうか。

いえ、・・・部下に一応指示をしてやらせてています。

CSやCS端末に、住基アプリケーションやウイルス対策ソフト以外のアプリケーションが、インストールされていることがありますか。

いえ、ありません。

障害時の対応に関してですが、障害時の復旧のために本人確認情報やシステムのバックアップは行っていますか。

はい、行っています。

それは証人が自分で作業をされているんでしょうか。

いえ、企画情報室の職員が行っています。

緊急時の連絡体制は確立されていますか。

はい。

住基ネットの業務に関して委託を行っていると思いますが、そのへんについてお伺いします。

はい。

住基ネットにかかる保守や運用について、業者への業務委託は行われていま

すか。

はい、行っています。

委託先からその先へ、再委託は行われていますか。

行われています。

その先の再々委託は行われていますか。

それはやっておりません。

再委託ですけれども、これは委託先の業者が市に無断で行うことができますか。

それはあり得ません。

どういう場合にはできるんでしょうか。

通常、作業をする場合には、市役所のほうに連絡があって、あるいはこちらから連絡して、まず電話でやり取りしてから来ていただいて、作業に入っていただく、そういうふうな形態を取っていますので、直接来てやる、飛び入りというんですか、そういうようなのはあり得ないことです。

今のは具体的な作業の仕方ですね。

はい。

再委託するときに、市の承認が必要だということはありませんか、契約をするときに。

再委託の承認願いを出していただいて、承認する形で再委託の業者を認めています。

それで実際の作業の話、先ほど少し出ましたけれども、作業のときにだれが来たか、ということは確認されていますか。

はい、しています。

だれが来たかを記録に残していますか。

一応作業をする場合、重要機能室で行いますので、その前には来られ

たときには当然社員証とかで、その業者であるとかを確認するんですが、作業場所、重要機能室に入るには、そういう入退出管理簿で記録をしています。

重要機能室のほうもそうですけれども、実際の市民課のほうで作業をする場合にも同様に、記録をしたり、確認取ったりしているんですか。

市民課の場合、一応・・・。

整理をして聞きましょうか。市民課のほうに作業員が来た場合に、社員証や名札で確認しているということはありませんか。

まず██████の場合は、そういう業者が来た場合、まず企画情報政策室のほうに行っていただいて、そこでまず本人確認をしてもらうみたいなことでしています。

委託作業の際に、市の職員の方は立ち会っていますか。

もちろん常時立ち会っています。

既設のネットワークとの接続の関係をお聞きしますが、住基ネットと既存の住民票などの電算システムとはつながっていますね。

すみません。もう一度お願いします。

住基ネットと住民票の電算化システム、それ自体はつながっていますね。

・・・・・。

分からないですか。

はい。

C S の端末機からインターネットに接続することは可能ですか。

いえ、それは別回線ですので、つなげることはできません。

つながってないということですね。

はい。

インターネットと住基ネットの回線は別なので、インターネットとはつながらないという趣旨ですか。

はい、そういうことです。

住基ネット稼動後現在までの間、■において本人確認情報について、外部からの侵入や、内部の不適切な行為等によって、漏洩、改ざん等の具体的な危険が生じたことがありますか。

ありません。

原告代理人（奥村）

先ほども主尋問にもありましたけれども、あなたの陳述書によりますと、住基ネットについての管理は市民課がしているということで、これは間違いありませんね。

はい。

乙第44号証添付の■における要綱を示す

乙第44号証に添付の■における要綱の6条によりますと、住基ネットを利用する部署においてセキュリティ対策を実施するため、セキュリティ責任者を置くと規定されていますね。

はい。

第7条ではセキュリティ責任者は市民課長となってていますね。

はい。

要するに、あなたがセキュリティ責任者であると、そういうことですね。

はい。

次に要綱の第9条なんですが、ここではコミュニケーションサーバ、業務端末、住民基本台帳カード発行端末の管理を行うとなっておりまして、次の第10条でも、前条のアクセス管理を実施するため、アクセス管理責任者を置くと、アクセス管理責任者は、市民課長とされていますね。

はい。

あなたが■における住基ネットに関して、アクセス管理責任者であると
いうことで間違いないですね。

はい、間違いありません。

次に要綱の第14条なんですが、情報資産の管理について規定しているんですが、ここには情報資産について管理責任者を置くとされていますね。

はい。

2項におきましては、前項の情報資産のうち、当該本人確認情報が記録されたサーバにかかる帳票及び住民基本台帳カードの管理責任者は市民課長であると、これもあなたであるということですね。

はい。

あなたの立場として、セキュリティ責任者でもあって、アクセス管理責任者でもある。で、本人確認情報の管理責任者であるということで、これも間違いないですね。

はい。

重要機能室についてお伺いします。

乙第5号証の1を示す

乙第5号証の3ページから4ページにかけてなんですが、第1の12のところに重要機能室と記載があるんですけども、ここでは重要機能室とは、「電子計算機室、磁気ディスク等保管室、受電設備、定電圧、定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の空気調和をする空気調和機及びその付属設備をする室」となっていますね。

はい。

次にその前、10に電子計算機室とは「電子計算機及び電気通信関係装置を設置する室」とされていますよね。

はい。

この乙第5号証、セキュリティ基準、これをあなたもご覧になったことはありますよね。

あります。

甲第38号証の3の33を示す

一番最初のページを示しますけども、ここに「電算室（サーバー室）」と書いてありますね。

はい。

サーバ室というのは、サーバを置いてある部屋ということで、これはよろしいですかね。

直接の入退室管理簿については、直接私がその管理している者ではありませんが、この表から見れば、電算室、サーバ室の2段になっています。

サーバ室はサーバをおいてあるだけではないのですか。あなたはそれを知らないですか。

詳しくは知りません。

知らないですか。

はい。

コミュニケーションサーバなんですが、あなたは先ほどの質問にもありました、セキュリティ責任者でもあるし、アクセス管理責任者でもありますよね。

はい。

アクセス管理責任者ではコミュニケーションサーバについても管理を行うというふうにされていますね。

そうです。

あなたの所管ではないですか。

一応CSが設置している所は、一応重要機能室であるというふうなことです。

戻りますが、乙第5号証の重要機能室というところなんですが、電子計算機室というところがあった。先ほど私が読みましたよね。

この中で電子計算機室というのはサーバ室に当たるんでしょうかね。で、重要機能室とはサーバ室を含む電算室ということになるんでしょうか。

乙第5号証のセキュリティ基準なんですが、そこから判断するに、そのように読めるんですけども、それで間違いないですか。

先ほどの「電算室（サーバー室）」とありましたよね。

はい。

サーバ室というからには、サーバが置いていると思うんですけども、サーバというのは、これは電子計算機ですよね。

はい。

ですから、こここの基準でいきますと、電子計算機室というのがサーバ室であって、重要機能室というのが電算室であると、そういうことになるかと思うんですが、ちょっとお分かりにならない。

・・・私の認識では、この電子計算室ではなくて、重要機能室にCSを置いているように認識しています。

重要機能室の中に多分CSサーバがあるのは間違いないと思うけれども、ちょっと情報公開の資料を示します。

甲第38号証の2の2を示す

これは何をしたものかを言いますと、[REDACTED]において、住基ネットサーバ等を保管している重要機能室への入退室管理が分かるものとして情報公開しているんですね。

はい。

担当課というのは、あなたがいらっしゃる市民課、これで情報公開された資料が先ほどお見せした「電算室（サーバー室）」となっている部屋なんです

ね。それは分かりますよね。

実際この入退室管理簿については、開示決定通知書には、市民部市民課で出していますけども、厳密には情報政策室のほうで資料を出していただいて、出したというふうなことです。

出して、あなたのほうで、例えば情報政策室のほうから、じゃ、これが資料だと渡されますよね。

はい。

その資料、甲第38号証の3の3をもう一度見ていただけますか。

甲第38号証の3の3を示す

これ、黒塗りがありますよね。

はい。

これ、黒塗りされたのはどなたですか。

これは企画情報政策室のほうで行いました。

あなたがされたわけではない。

ではないです。

あなたは陳述書でも重要機能室という言葉を使ってはりますよね。

はい。

あなたがおっしゃる重要機能室というのは、何を指しているんですか。

一応認識としては、CS本体が入るような所、先ほどの基準みたいなものがありましたけれども、そういう空調設備があって、そういうような形の所ですから、一応重要機能室だと思っております。

この電算室というのは、重要機能室なんではありませんか。

それはお答えできません。

お答えできないというのは。

一応セキュリティ上、ある特定の場所を・・・まあ確定するような可能性もありますし。

情報公開のときに、私のほうで重要機能室の入退室管理の分かるものとして請求したんですけども、では電算室という言葉は隠したほうがよかったですんじゃないですかね。

・・・・。

分かってしまってますよね。そこも黒塗りされたらよかったのじゃないのかなと。私の思いですけども。

・・・・。

乙第5号証の1を示す

第4の(1)、ページ数でいきますと11ページですが、ここで入退室管理として、「入室資格の付与」と書かれていますね。

はい。

ちょっと読みますと、「重要機能室への入室者を限定すること。また、重要機能室に入退室する者に鍵を貸与する際に、その者が入室する権限を有することを確認すること、入退室管理カードによって重要機能室に入退室する者が入室する権限を有することを確認すること等により、入退室の管理を適切に行うこと。」とされていますよね。

はい。

「(2) 鍵又は入退室管理カードの管理」として、「ア 重要機能室の出入口の鍵は所定の場所に保管し、その管理は定められた者が行うこと。」「イ 入退室管理カードの管理方法を定めること。」こういうことが挙げられていますね。

はい。

この規定自体、先ほどご覧になったことがあるとおっしゃっていましたね。

はい。

ここも御存じですよね。

はい。

乙第16号証を示す

これも総務省が行っている調査の結果の集計表で、このチェック項目があります。左のチェック項目で行きますと、5枚目ですか、「7-5」というところですけども、ここでは「入退室者を記録している」ということになってますね。

はい。

つまり、これらの規定からしますと、重要機能室への入退室というのを、この管理は厳格に行わなければならないということ、これが求められているわけですね。それはあなたも十分御存じですよね。

はい。

重要機能室の入退室管理は厳格に行わなければいけないということは、先ほどあなたもおっしゃいましたね。

はい。

それは、あなたが入退室管理を厳格に行わないといけないと考えている、その理由は何ですか。

当然個人情報の保護を優先にしなければなりませんから、やっぱり入退室というのは厳格に、当然盗まれたりするようなこともあり得るでしょうし。

その盗むというのは、具体的にはどんなことが想定されるのでしょうか。

通常、今までそういうような経験がありませんので、ちょっと具体的には分かりません。

ちょっとと思い付かないですか。

はい。

乙第44号証の添付の緊急時対応計画書を示す

4ページ目ですが、これは、あなたの陳述書に添付されていた緊急時対応計画なんですが、これをあなたもご覧になったことはありますか。

あります。

その4項目には、「レベル3」のところですが、「○本人確認情報が記録されている磁気ディスク、本人確認情報を保護する上で重要なソフトウェア、ドキュメント等（以下「重要度の高い情報資産」という。）のある場所への無権限者の侵入。○重要度の高い情報資産の紛失、盗難。○住基ネット機器への直接的な毀損、破壊。」これら全部本人確認情報に脅威を及ぼす恐れの高い事象としてあげられているんですね。

はい。

これがレベル3で一番緊急度の高いもの、そういうものとして規定されていますね。

はい。

重要機能室に無権限者が入ったりとか、そういうことも非常に危険度が高いというふうに理解できるんですけども、それは間違いないですね。

はい。

そういうことがないのか、だれが中に入っていたのかを確認するために重要機能室での入退室管理簿というのには、必ず必要なんですね。

はい。

これは厳格にしないといけないと。

はい。

あなた自身が重要機能室に入ったことはありますか。

重要機能室については、入ったことはありません。
ないですか。

はい。

甲第38号証の3の33の16枚目を示す

平成14年8月23日の欄なんですが、そこで上から二人目にあなたの■■■というお名前が書かれていますね。

この当時は、多分住基ネットが始まって、稼動して、その時分でしたので、ここに書いているということは入りました。ただ先ほどの質問のときは、忘れていたんかもわかりません。

分かりました。この入退室管理簿なんですが、あなたのところでは18時10分から18時26分まで入っていたことになっているんですけども、これはあなたのようなセキュリティ責任者、アクセス管理責任者でもここに記載をしないといけないということなんでしょうかね。

はい、そうです。

これは内部の人間であっても必ず入退室管理は行っているということになるんですか。

はい、そういうことです。

この■という字ですが、これは、あなたの字でよろしいですかね。

これは、僕の字ではありません。3人一緒に入って書いてもらったものです。

3人というのは。

■、■、同じです。

これはどなたが書かれたか、分かりますか。

ちょっとそれは分かりません。僕の字でないことは確かです。
どちらかがあなたの字を書いたということでは、あるんですね。

はい。

甲第38号証の3の33を示す

一番最初のページを見ていただけますか。これは住基ネットが稼動して、直後のものなんですけれども、一番最初のページの上から3人目、■さんと読むと思うんですが、この企画情報政策室の方ですね。

はい。

この方が電算室、サーバ室、この両方に入室していることになっているんで

すね。

はい。

しかも朝の8時40分から夕方の5時40分までずっと入っていたと、そういうことになっているんですね。

はい。

電算室と室は同じ部屋ですか。

セキュリティ上お答えできません。

この方が1日中ずっと入っていたということになるんですけども、その下を見ますと、■さん、この方も同じく1日中入っているということですね。

はい。

その下も同じで、この方も1日中入っていたことになるんですよね。

実際セキュリティ責任者は市民課長ですが、この入退室管理簿については、企画情報政策室長の権限で、書かれているものです。

住基ネットへのアクセスカードなんかについては、あなたがアクセス管理責任者として、管理をしなくてはいけないということになっていますよね。

はい。

コミュニケーションサーバというのはおそらくサーバ室にあるんだろうと思われるんですけども、これもあなたが責任を持って管理をしないといけないと、そういうふうに要綱ではなっているんじゃないですか。

はい、・・・実際、当然アクセス管理というのをしていますし、そのサーバうんぬんにつきましては、例えば情報漏れの恐れうんぬんのことでの多分言われていると思うんですけども、ICカードとパスワードがなければ、機械そのものも動きませんので、情報の漏れというのはありません。

聞きますけども、業者の方が重要機能室に入るとき、これは特に注意を払う

ものなんでしょうか。

通常、業者の方が重要機能室に入る場合、企画情報政策室の職員が立ち会います。

だが、どこの業者の方が入ったということは、どうやって確認しているんですか。

それは、当然業者が来る場合、電話で連絡がありますので、当然その中で約束の日とかを決めまして、そのときに社員証等を持って来ていただいて、実際にうちが補修を頼んでいる委託業者であることを確認して、当然入退室管理簿に書いてもらって、入ってもらう、作業をしてもらう、というようなことで行っております。

先ほど示したあなたの署名があったところなんですが。

甲第38号証の3の33を示す

先ほど8月23日のあなたの署名のあるところを見ていただいたんですけども、そのすぐ下にあるんですが、8月24日の欄を見ていただけますか。

はい。

この日土曜日で市役所がお休みの日ですね。

はい。

■さんという方がありますね。

はい。

この方はまた同じく電算室、サーバ室に朝の9時から夕方の6時までずっといてたことになっていますね。

はい。

この方の入退室理由が工事立会いになっていますね。

はい。

工事というのは、これは情報政策室のほうで行わないことですよね。情報政策室の人間じやなくて、業者の人間が工事を行っているんですよね、工事自

体は。「立会い」と書いていますものね。

これはですね・・・。

8月24日の■さんという方は、工事立会いということで、この入退室管理簿に記載が残っているんです。それ自体はあなたが今ご覧になって分かりますよね。

はい。

で、工事というのは、通常は業者が行うものというふうに私は理解しているんですけども、■においてもそうですよね。

はい。

この24日の欄の前後を見ていただきたいんですけども、それ以外に24日に電算室、ないしはサーバ室に入退室を行った人間は記載されていませんね。何の記載もないですね。

.....。

少なくともこの記載から分かるのは、8月24日の土曜日に電算室、サーバ室に入ったのは■さん一人であると、しかも1日中電算室、サーバ室両方にいてたという記載が残っているだけですよね。その中身は工事の立会いである、ということで記録が残っているんですがね、それは間違いないですね。

はい。

これはおそらく業者の人間が入っていたのではないかと推測されるんですけども、そのように読めますよね、この記載だと。

.....。

お答えはどうですか。

企画情報政策室の仕事の内容そのものが、私のほうで把握していませんので、どういうふうな形態だったかというのは、ちょっと答えられません。

次に同じ入退室管理簿を見ていただきますけども、9月9日、あなたが今ご覧になっているところは、電算室（サーバー室）入退室管理簿で平成14年9月9日で、既に企画情報政策室というものがすべてタイプ打ちというか、不動文字でずっと打たれているものですね。

はい。

これ、既に企画情報政策室の人間が名前は既にタイプで打たれていますよね。

はい。

残り記載するところはというの、日付と時間と電算室ないしはサーバ室のどこにいたかという丸印だけですよね。

はい、そのとおりです。

一人につき一つしか書く欄がないですよね。

はい

これ、例えば重要機能室で何回か出入りをしようと思ったら、記載する場所はないですよね。

はい。

例えば入退室理由で、一番上の■さんだったら情報政策管理運営事務とな
っているんですけども、例えば違う事務をしようと思つたりしたら、また書
く欄がないですよね。

• • • •

例えば下の人のシステム運用ほかとか、例えば黒塗りになっている██████████
██████████、これはおそらく人材派遣じゃないかと思われるんですが、パンチ入
力以外のことをしようと思えば、全く欄がないですよね。

はい、この[]につきましては、パンチ入力業務しかして
ませんので、それ以外の業務というのはあり得ません。

上の■さんだとか、■さんとか■さん、これ皆さんシステム運用ほか
となっているんですけども。

実際、重要機能室には住基ネットのCS以外に、詳しくは分かりませんけども、ほとんどの役所関係のシステムが入っていますので、しおりゅう出入りするような所です。ですからこの時間につきましても、入室退室のその日の出勤簿みたいな形に見えるかも分かりませんが、その日の入室時と退室時とを記載しています。

だから、先ほどセキュリティの基準というのをお話したと思うんですけども、重要機能室については入退室者の権限をちゃんと把握しないといけない、確認しないといけない。そういういろいろと細かく書かれています」とよわ

はい。

先ほどあなたがおっしゃいましたけれども、重要機能室の入退室の一緒に入った人間がサインをしてくれたとおっしゃいましたわ

はい

例えば、入る人間が違う人間の名前を記載するという可能性はありますよね。
残りますよね。

市役所の人間でしたら、大きい市ではありませんから、当然名前を偽って書くというのは、あり得ません。

例えば、ほかの業者の人間も、この■■■の入退室管理簿には自分で署名しているように、同じような記載なんですね。業者の人間はどうやって確認されるんでしょうか。違う名前を書いてしまえば、どうやって確認されるんでしょうか。

• • • •

どう思われますか。業者の人間が違う会社の名前を書く、自分と違う人間の名前を書く、そういうことをどうやって防ごうと考えてはりますか。

入退室管理簿を書くときには、情報政策室の職員がいてますから、先ほどおっしゃられたようなことはあり得ません。

先ほど記載は残ってなかつたらんではけども

乙第16号証を示す

項目の7のところの質問なんですが、「入退室管理規程を作成している」、「鍵又はカードの管理責任者を定めている」、「鍵又はカード等により入室者が正当な権限を保有していることを確認している」、「物品の搬出入は職員が内容を確認している」、しかも「入退室者を記録している」というふうに記載されているんですけども、これはすべてどこまでできているかということなんですが、今のこういった情報政策室の人間が、あなたがおっしゃいましたけども、出勤簿のような入退室管理を行っている。業者についても名前の記載漏れが明らかにある。この状態で、この基準はすべて満たしていることにはならないんじゃないでしょうか。

・・・実際入退室管理については、チェックをしている認識というのはありましたけども、指摘を受けたように記載漏れがあった可能性も、僕自身がチェックしてないので分かりませんが、この入退室管理簿を見れば、漏れている可能性はあるかも分かりません。

原告代理人（坂本）

住基ネットによって、■■■で事務の効率化が図られましたと、そういうふうに御証言になりましたね。

はい。

具体的にいいますと、転入通知について、今まで手紙で出さないかんかつたけどオンラインでできるようになりましたと、で、郵便代が助かりましたと、こういうことでしたね。

はい。

住基ネットが導入されてから、今まで助かった費用の合計は大体幾らぐらいか、計算されていますか。

いや、計算していません。

全然していない。

はい。

百万円代とか、何十万円代とか、何万円代とか、それぐらいも計算してないですか。

ただそういう金額で表れるよりも、例えば郵送する手間というんですか、そういう事務時間が軽減されれば、もっとほかの仕事のほうに割振りすることもできますし、郵便切手の軽減金額だけでは、事務の効率化というのは表れてこないと思います。

住基ネットを導入したことによって、職員の勤務時間がどれぐらい短縮されたか、推計されたことはありますか。

それもありません。

広域交付の利用枚数、先ほど大体60枚ぐらい利用があったと、こういうことでしたよね。

はい。

それは、■■■の窓口でよその市町村の人が住民票を取った枚数ですね。

そうです。

逆に■■■の人がよそで取った枚数なんかは分かりますか。

120枚前後です。

住基ネットが導入されて、今までの間で■■■の窓口で、■■■の住民が住民票を取った枚数は、何枚ぐらいですか。

すみません。ちょっと記憶にありません。

甲第38号証の3の29を示す

これは■■■の住基ネット二次稼動サービス実施実績表なんですが、真ん中の住民票の写しの広域交付の欄の他市町村への住民票情報の送信件数が、この表では一番下、累計112枚になっておりましたけれども、これは平成17年3月までなので、これからちょびっと増えたと、こういうことでしたね。

はい。

この120枚という数字が多いか、少ないかを判断するためには、そもそも
■で住民のために住民票を何万枚ぐらいこの間発行して、そのうちの100枚が広域交付の利用でしたと、こういうことが言えないと、それが多いかどうか、事務効率化につながったのかどうか言えないじゃないかと思いましてお聞きしているんですけども、分かりませんか。

・・・・・

分からなかつたら、後で調べたら分かることなんで、結構です。

すみません。今ちょっと分かりません。

他市町村への住民票情報の送信件数が120枚ぐらいと言われていますけども、最初のほうが少なかつたのが段々増えているというわけじゃなくて、大体毎月コンスタントにせいぜい七、八枚ですよね。

はい。

むしろ最初のほうに8枚とか7枚とか結構多くて、その後そんなに伸び悩んでいるという格好ですよね。

住基ネットが平成15年8月から始まって、まだそう期間も経ってませんので、これだけでは判断がつきかねると思います。

2年近く経ったけれど、まだ判断はつきかねるけれど、今後爆発的に増えると見込んでおられますか。

これは、それぞれ人によりますので、ちょっと自分自身ではどうなか分かりません。

甲第38等の3の30を示す

先ほどどれぐらい効率化になったかについては、きちんとした推計はされてないということでしたよね。

はい。

逆に住基ネット導入及び運用のために■が幾らの税金を支出しているのか、これはちゃんと分かっていますよね。

はい。

平成13年度が1000万円余り、平成14年度が1800万円余り、平成15年度が1700万円余り、平成16年度も1400万円余り。合計して6000万円以上の金額が支出されていますけれども、あなたが感じられているメリットは、6000万円を超えるものだと思いますか。

現在ではありませんけれども、平成16年の1月29日から自宅からインターネットを通じて行政機関等に届け出、申請ができるサービスが始まりましたので、当然そういうふうなサービスを行うための本人確認に住基ネットが活用、利用がされていますので、将来的にはその判断というのが出てくると思います。

■においてどれぐらいメリットがあったかを推計はしていないけれど、今後はメリットが出てくるというふうに推測されているんですね。

・・・・・

重要機能室への入退室管理は所管が違うのでよく分からないということでしたね。

はい。

セキュリティ責任者であるにもかかわらず、よく分からないというのは、ちょっとおかしいのではないかと思うんですが、それは置くとして、あなたの分かる範囲でお尋ねしますが、入退室管理簿には自分で名前を書きなさい、ということになっているんですか。

先ほどから申し上げていますように、重要機能室に入る入退室管理簿、様式そのものも、企画情報政策室のほうでやっていただいているので、僕らは部外者ですので当然自筆で書くんんですけども、部内者のほうについては、ちょっと分かりません。

何らかの入退室に関しての指導というか、こういうふうにしなさいということは、情報政策課から言われるじゃないんですか。

情報政策課以外の職員に対して、重要機能室に入室しようとする者は、入退室管理簿に名前を書きなさいとか、時刻を書きなさいとか、そういう周知はなされてないんですか。

企画情報政策室の職員以外は、今おっしゃられたような形でしています。

していますというのは、きちんと入退室管理簿に自分で名前を書きなさい、こういうことですか。

はい。

出入りする度に、入った時刻と出た時刻を記入しなさい、そういう指導はされているんでしょうか。

そのように聞いております。

原告代理人（秋田）

重要機能室に入ったことがあるかどうかの御記憶については、先ほどちょっと混乱されていたんですが、CSサーバそのものについては、在任中に直接確認されたことはありますか。

あります。

CSサーバと既存住基ネット回線の間にあるファイアウォール、あるいはCSサーバと住基ネット回線の間にあるファイアウォールについて、直接確認されたことはありますか。

今おっしゃられたファイアウォールについては直接確認したことはありません。

ファイアウォールも、これは住基ネットの中のシステムとしては、独自なコンピューターとして設定されていますね。

はい。

それはセキュリティ責任者でいらっしゃる■さんも見たことはないわけで

すね。現物は見たことはないんですね。

はい。

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（小川）
今聞かれたことなので、重要機能室の中にあるCSは見たことはあるんですよね。

はい、一応ラックに入っています。

ファイアウォールは重要機能室の中にあることは認識していますか、いませんか。

それは認識しています。

どうやって認識しましたか。

うちの場合、すべて住基ネットも既存住基につきましても、重要機能室の中にありますし、うちの場合、機器そのものにつきましては、情報政策室のほうで契約もして、機器のリース契約もしておりますので、一応ファイアウォールそのものも設置しているという認識はしています。

企画情報政策室の人が重要機能室に入ることを、先ほど部内者というような表現をされましたけれども、それは企画情報政策室の人が重要機能室を管理しているという趣旨を前提とした発言ですね。

はい、そのとおりです。

部外者という中に、市の職員で企画情報政策室でない人も含まれるし、他の業者の人も含まれるんですか。

一応部内者というのは、企画情報政策室の職員です。それ以外、市民課、あるいは業者については部外者になります。

被告国・大阪府・兵庫県・京都府・奈良県・滋賀県及び三重県指定代理人（安西）

■において、いろいろな業務を行っておられると思います。住民基本台帳事務のほかにも国民健康保険の事務ですか、税金関係の事務などがあります。

ますね。

はい。

あなたの御存じの範囲で結構なんですが、■■■が行っている様々な事務について、コンピューター化されたシステムというのは、どういったものがありますか。

国保、介護保険、税務といったようなものがあります。

それぞれのコンピューター化されたシステムについて、サーバというものが存在するのでしょうか。

それは企画情報政策室の関係で、私自身はそのへん分かりません。

あなたのセキュリティ上の方針をお伺いしますけども、住民基本台帳事務以外のサーバ、国保だとか、介護保険だとかのサーバが置いてある部屋と、住民基本台帳ネットワークの重要機能室が同一であるかどうかについても、明らかにしないほうが良いという方針でしょうか。

はい。

原告代理人（秋田）

先ほどからの質問はちょっと■■■さんには厳しいのかなと思うんですけども、昭和46年に市役所に採用されて、仕事を始められて、その後病院、税務、総務、保険年金課ということでお仕事をされてきたんですが、これまでの間、コンピューター、あるいはシステム構築とか、システム保守とか、そういうしたことに関してのお仕事をされた経験はありますか。

ありません。

学校で勉強されてきて、市役所でお仕事を始められてから、コンピューターシステム、セキュリティのシステム監査のそれについて研修を受けられたということはありますか。

それはあります。

何について受けたことがありますか。

・・・セキュリティ関連につきましては、地方自治情報センターなり、年1回か2回。

つまり今回の住基ネットの稼動に対応して、ラスデックあるいは総務省のほうが主催者になっている研修を行っている研修を受けたことがありますよと。それ以外にそういうシステム保守等についての、技術研修とかを受けられたことはないですね。

はい、ありません。

裁判長

先ほどシステムの保守とか構築について、あなた自身はこれまでに十分研修とか、そういうことは受けてこなかったようなんんですけども、実際の仕事の中で、そういう点について、必要な知識が必要な場面が出た場合はどうするんですか。

うちの組織、自分自身の考え方かも分かりませんが、コンピューターの関係については、企画情報政策室のほうにそういうシステムに関する話を聞いたり、ほとんど助けていただいている、そういうようなことで今まで来ましたし。

以上。